

保護者のみなさまへ 就学援助制度のお知らせ

茨木市では、お子さまを茨木市立小・中学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助（就学援助制度）を行っています。

また、お子さまが支援学級に在籍および他校通級をしている保護者の方に、経済的な負担を軽減するための援助（支援学級等就学奨励費制度）を行っています。

ご希望の方は、学校へお申し出ください。

毎年申請ですので、昨年度援助を受けておられた方も申請してください。
入学前に「小学校入学準備金」を申請された方も、あらためて申請が必要です。

就学援助制度

① 援助を受けることができる方

- 茨木市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、前年中の一世帯あたりの所得総額が、所得基準額（別表）以下であること。
- 生活保護法の適用を受けていない方。

② 申請のしかた

申請の方法

現在、就学されている学校に申し出てください。

申請用紙をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

※小学生と中学生のお子さまがおられる場合、それぞれの学校に申請が必要です。

どちらかの学校でまとめて申請を行うことはできませんのでご注意ください。

※教育委員会へ直接申請することはできません。

申請の時期

令和2年4月8日（水）～5月8日（金）

（ただし、土・日曜日、祝日等の学校休業日を除く。）

認定されますと4月分から援助されます。

以後の受付は、令和3年2月末まで行いますが、申請月からの援助となります。

援助費の 受け取り方

現金での受領はできません。申請時に指定された保護者の金融機関口座に
年3回に分けて振り込みます。

※納入金(学用品費・修学旅行費など)は、指定期日までに学校へお支払いいただきますようお願いいたします。未納がある場合は、就学援助費を未納分に充当します。



所得基準額

(給与所得者の所得は支払額ではなく、給与所得控除後の金額です。)

- 世帯単位で確認しますので、世帯全員の所得総額での審査となります。

別表

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2 人	2,130,400円	1,951,000円
3 人	2,597,200円	2,417,800円
4 人	3,227,500円	3,048,100円
5 人	3,549,700円	3,370,300円
6 人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

※前年中の所得を申告していない方は、先に所得の申告が必要です。

※令和2年1月2日以降に茨木市外から転入された方は、令和2年度の所得証明書(所得額及び課税状況がわかるもの)が必要です。(コピー可)

※借家世帯の所得基準額での審査を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の添付が必要です。添付書類の提出がない場合等、世帯員(ご家族)の家賃等の負担がわからない場合は、持家世帯の基準額での審査となります。

※基準額を超える場合でも、保護者の死亡、離婚、失業等により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、担当者にご相談ください。



援助費支給額

(今年度の年間支給予定額です。変更になる場合があります。)

	小 学 校		中 学 校	
	1 年	2～6年	1 年	2～3年
中学校入学準備金		60,000円 (2月1日時点で認定の6年生)		
学 用 品 費 通 学 用 品 費 校 外 活 動 費	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
日本スポーツ振興 センター掛金	460円 (5月1日時点で認定の方)			
学 校 給 食 費	保護者負担額全額 (認定後の保護者負担はありません)		非課税世帯は全額、その他は半額	
野 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)	3,690円 (上限額)		1・2年生 6,210円 (上限額)	
修 学 旅 行 費	実 費		実 費	
体育実技用具費 (柔 道 着)			7,650円 (上限額) (領収書の提出が必要)	
卒業アルバム代	11,000円 (上限額) (年度途中で転出された方は対象とはなりません)		8,800円 (上限額) (年度途中で転出された方は対象とはなりません)	
学校病に対する 治 療 費 (自己負担分)	認定を受けたお子さまが、学校における定期健康診断等の結果、学校病(①トラコーマ及び結膜炎 ②白せん、かいせん及びのうか疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯 ⑥寄生虫病)で治療勧告を受けられた場合、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。 医療券を希望される場合は、学校へ申し出ていただきましたら医療券交付申請書をお渡ししますので、必要事項を記入して学校へ提出してください。(数日かかります。)医療券は学校病以外での使用はできません。 発行は就学援助認定後となりますので、認定前に受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「現在、就学援助の申請中」である旨を申し出ください。ただし、医療機関によって対応が異なる場合があります。また、非認定の場合は保護者負担となりますのでご了承ください。			

※小学校給食費は、認定後の保護者負担はありません。

認定審査中は、一旦負担していただき、認定後に負担分を支給します。

※中学校給食費は、認定後も一旦負担していただき、後日、他の援助費目と合わせて負担分の全額または半額を支給します。

所得基準額に対する世帯の所得額の確認箇所

☐ 内の金額が目安となります。

● 源泉徴収票の場合

年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(支給番号等)									
	(個人番号)									
	(役職名)									
	氏名 (フリガナ)									
省										
種別	支払金額		給付所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別)控除の額 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数(本人を除く。) 非居住者である親族の数										
有	証書	老人	特定	名	人	人	人	人	人	
		千	円		人	人	人	人	人	
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	
(摘要)										
生命保険料の支払額の内訳	新生命保険料の全額	旧生命保険料の全額	円	合議課金保険料の全額	円	新個人年金保険料の全額	円	旧個人年金保険料の全額	円	
住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	年	月	日	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	
住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	年	月	日	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	住宅借入金等特別控除の適用内訳	
(源泉・特別) 控除対象配偶者	フリガナ	氏名	区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額			
	個人番号									

この金額

給与所得
控除後の金額

● 確定申告書(B)の場合

[illegible]

第一表 ○この用紙は控用です。

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。